

# 高根沢町上下水道事業包括的業務委託に係るプロポーザル方式による業者選定実施要領

高根沢町上下水道事業包括的業務委託（以下「本委託」という。）に係る公募型プロポーザル方式による選定については、関係法令及び高根沢町プロポーザル方式実施要綱に定めるもののほか、本要項、一般仕様書、特記仕様書及び縦覧資料によるものとする。

本プロポーザルへの参加を希望する者は、この実施要領に記載された民間事業者の役割を十分理解したうえで、本要領に沿って、委託の目的に合った条件で、応募資料の作成等を行うものとする。

## 1 事業概要

### (1) 委託業務名

高根沢町上下水道事業包括的業務委託

### (2) 履行場所

高根沢町宝石台一丁目7番地1 外

（履行場所及び施設の詳細は特記仕様書による。）

### (3) 業務の目的及び内容

高根沢町の水道施設、下水道施設等の運転管理、保守点検、水質管理、物品管理調達等業務及び上下水道事業の水道料金・下水道使用料金等に係る窓口業務、開栓・閉栓、検針、料金収納等の料金関係業務を包括的に委託することにより、民間事業者のノウハウを活用して効率的かつ経済的に上下水道事業を運営することを目的とする。

（業務内容の詳細は一般仕様書及び特記仕様書のとおり。）

### (4) 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

## 2 提案限度額

提案限度額及び各年度の限度額は次のとおりとする。

総 額	840,565,000円（消費税込み）
令和5年度	168,113,000円（ 〃 ）
令和6年度	168,113,000円（ 〃 ）
令和7年度	168,113,000円（ 〃 ）
令和8年度	168,113,000円（ 〃 ）
令和9年度	168,113,000円（ 〃 ）

※これらは上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

プロポーザルの結果に基づき、町は選定された受注予定者と協議を行い、提案限度額を上限として契約を締結するものとする。

## 3 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

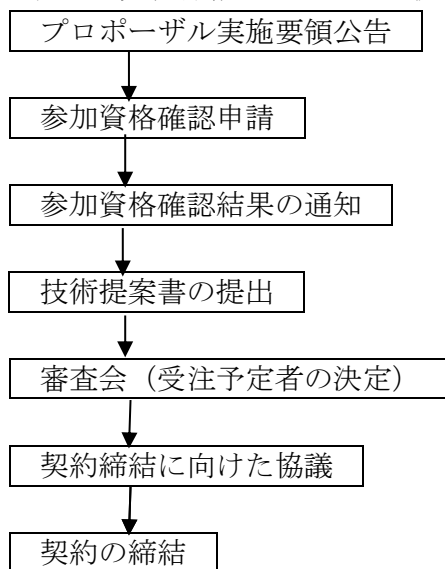
## 4 提案書等の作成等に係る提示資料

本委託に関し、町が提示する資料は以下のとおりとする。

- (1) 配布資料
  - ア 実施要領
  - イ 一般仕様書
  - ウ 特記仕様書
  - エ 様式集
- (2) 縦覧資料
  - ア 施設フロー
  - イ 竣工図書類

## 5 契約締結までの流れ

- (1) 公告から契約締結に至るまでの流れは、次のとおりとする。



- (2) スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付を行わない。また、提出書類等の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

	項目	期日
1	プロポーザル実施要領の公告・実施要領等の配布、設計図書等の縦覧	令和4年8月1日(月)
2	見学会参加受付期限	令和4年8月17日(水)
3	現地見学会 下水道・農集排等施設	令和4年8月23日(火)
	〃 水道施設・料金関係	令和4年8月24日(水)
4	プロポーザル参加資格確認書申請書の受付期限	令和4年9月1日(木)
5	プロポーザル参加資格確認結果の通知	令和4年9月12日(月)
6	質疑受付期限	令和4年9月15日(木)
7	質疑に対する回答期限	令和4年9月30日(金)
8	技術提案書の提出期限	令和4年11月10日(木)
9	審査会(予定)	令和4年11月25日(金)

10	審査結果通知（予定）	令和4年12月上旬
11	協議（予定）	令和4年12月中旬
12	契約の締結（予定）	令和4年12月下旬

## 6 参加資格

プロポーザルに参加できるものの形態は、単独企業又は共同企業体とし、次の（1）のすべての資格要件を満たすこと。また、共同企業体においては（2）の全ての要件を満たすこと。

なお、共同企業体による参加については、本プロポーザルの趣旨に鑑み、高根沢町共同企業体取扱要領（令和2年高根沢町告示第133号）第23条の規定にかかわらず、第4条から第7条まで（構成員数、構成員の組合せ、構成員の要件、出資比率）の規定は適用せず、本要項に示すとおりとする。

### （1）共通資格要件

- ア 地方自治体の分流式下水道終末処理場において、現有処理能力 11,000 m<sup>3</sup>/日以上、かつ水処理、汚泥処理を一連とする運転管理業務に関して、平成 29 年 4 月 1 日以降において 2 年以上の実績を有すること。（共同企業体としての実績は、共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者であるものに限る。）
- イ 令和 4 年 8 月 1 日時点において、下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録している本店・支店・営業所のいずれかを栃木県もしくは隣接県（埼玉県・群馬県・茨城県・福島県）のいずれかに有していること。（共同企業体の場合には、共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者が要件を満たしていれば可とする。）
- ウ 地方自治体の水道施設において、処理能力 21,000 m<sup>3</sup>/日以上（地下水を原水としているものを含む）の施設の運転管理業務に関して、平成 29 年 4 月 1 日以降に 2 年以上の実績を有すること。（共同企業体としての実績は、共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者であるものに限る。）
- エ 法律行為を行う能力を有していること。
- オ 地方自治法施行令 167 条の 4 に規定する事項に該当しないこと。
- カ 会社更生法、民事再生法に基づく法的手続きを行っていないこと。
- キ 手形交換所による取引停止処分を受けたものは、取引停止処分日から起算して 2 年を経過していること。
- ク 国税又は地方税（町税）を滞納していないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団ではないこと。又は、暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下でないこと。
- コ 高根沢町競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- サ 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。
- シ 単独で応募した法人は、他の共同事業体の応募の構成員になることは出来ないこと。
- ス 複数の共同企業体において、同時に構成員になることは出来ないこと。

### （2）共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体の構成員数は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要があること。
- イ 共同企業体の代表企業をプロポーザルに参加する代表者としてすること。
- ウ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。
- エ 各構成員の出資比率は、本業務の役割（業務構成比率）に応じた比率とすること。

## 7 参加資格の確認

本プロポーザルの参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。応募者は参加資格確認の申請を行い、審査を受けるものとする。

### (1) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は、プロポーザル参加資格確認申請書類の提出日とする。

### (2) 資格確認申請書類

次の資格確認申請書類を提出するものとする。

- ア 参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 高根沢町上下水道事業包括的業務委託共同企業体協定書〔応募者が共同企業体の場合〕（様式第2号）
- ウ 委任状（様式第3号）
- エ 維持管理等実績（様式第4号）※平成29年4月1日以降の管理実績
- オ エを証する書類（契約書や仕様書等で、6（1）ア及びウの内容が確認できるもの。写し可）
- カ 総括責任者選任届（様式第5号）
- キ カを証する書類（写し可）
  - ・下水道法施行令第15条の3に定める資格
  - ・安全衛生推進者または相当以上の資格
- ク 国税及び町税に滞納がないことを証する書類（発行から3か月以内のもの、写し可。共同企業体にあつては全構成員分）
  - ・国税については、「法人税、消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）
  - ・町税（※）にあつては、本町税務課が発行する完納証明書
 ※高根沢町内に事業所や所有物件があり、課税されている場合のみ

### (3) 資格確認申請書類の提出

資格確認申請書類は、正本1部を下記の方法により提出すること。

なお、受付期間内に提出先に到達しなかったものは、理由の如何を問わず受け付けない。

- ア 受付期限 令和4年9月1日（木）まで 午後5時必着  
（持参の場合、受付は平日の午前8時30分から午後5時まで）
- イ 提出方法 郵送（メール便含む）又は持参
- ウ 提出先 プロポーザル事務局（総務課 契約係）

### (4) 資格確認結果の通知

資格確認結果は、令和4年9月12日（月）に書面「参加資格審査結果通知書」（様式第5号）により、応募者（共同企業体にあつては代表企業）宛通知する。

## 8 参加資格の喪失等

参加資格審査結果通知後、「6 参加資格」に掲げる資格を欠くことになった場合、当該応募者の参加資格を取り消す。

## 9 設計図書等の縦覧及び現地見学会

希望者に対して、本委託に係る図面及び施設一覧表（以下「設計図書等」という。）の縦覧及び現地見学会を次のとおり行う。なお、現地見学会の申し込みについては、「現地施設見学会申込書」（様式第7号）に必要事項を記入し、下記の方法にて申込みこと。

### （1）設計図書等の縦覧

- ア 縦覧場所 高根沢町 上下水道課
- イ 縦覧期限 令和4年8月31日（水）
- ウ 申込方法 電子メール
- エ 申込先 業務所管課 ([suidou2@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:suidou2@town.takanezawa.tochigi.jp))

### （2）見学会

- ア 受付期限 令和4年8月17日（水）
- イ 現地見学会 令和4年8月23日（火）、令和4年8月24日（水）
- ウ 集合場所等 各日とも午後1時、宝積寺アクアセンター
- エ 申込方法 電子メール
- オ 申込先 業務所管課 ([suidou2@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:suidou2@town.takanezawa.tochigi.jp))

### （3）その他

- ア 縦覧に供する設計図書等の貸し出し及びコピーサービスは行わない。撮影は可とするが、本プロポーザル以外への使用は認めない。
- イ 縦覧及び現地見学会においては、原則として質問を受け付けない。
- ウ プロポーザルの参加に当たり、設計図書等の縦覧及び現地説明会の参加は必須ではないが、技術提案書は設計図書等及び現地を確認した上で提出されたものとして取扱うものとする。
- エ 縦覧及び見学会の参加人数は3名以内とする。

## 10 質疑・回答

本プロポーザル又は本委託について質疑のある者（共同企業体にあつては代表企業）は、「質問書」（様式第6号）に必要な事項を記入し、下記の方法にて申し込むこと。

### （1）質疑の受付

- ア 受付期限 令和4年9月15日（木）まで
- イ 質疑方法 電子メール
- ウ 質疑先 業務所管課 ([suidou2@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:suidou2@town.takanezawa.tochigi.jp))  
※質問書は「Microsoft Word」で作成のこと。

### （2）質疑に対する回答

- ア 回答期限 令和4年9月30日（金）
- イ 回答方法 回答期限までに、すべての応募企業（共同企業体の場合は代表企業）宛に電子メールにて回答するとともに、町ホームページ上で公開す

る。なお、本プロポーザル及び本委託に直接関係がある質問について回答するものとし、町が本委託等に直接関係ないと判断した質問については回答しないことがある。

(3) 回答の取扱い

質疑に対する回答は、本要項又は仕様書等の一部として取扱うものとする。

11 提出書類

参加資格審査結果通知書を受領した参加者は、下記により技術提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 技術提案書 技術提案書評価基準様式に従い、技術提案書における各評価の評価項目ごとに作成する。様式は任意とするが、提案書の総ページ数は35ページ以内とし、それぞれA4判用紙（タテ）で左綴じとする。片面・両面、カラー・モノクロ等、印刷方法、フォントの種類・サイズは問わないが、読みやすいものを使用すること。

図表、写真等を使用する場合は、原則としてページ内に貼り付けること。やむを得ず別紙とする場合は、A4判換算で提出ページ数に含むものとする。

別表 技術提案書評価基準様式

提案項目	評価項目
基本理念	業務全般に関する基本理念
業務計画	業務遂行方針及び実施体制
	リスク管理方針
	環境対策方針
	個人情報保護
運転管理業務	下水道終末処理場の運転管理業務
	農業集落排水施設の運転管理業務
	宝積寺住宅団地終末処理場の運転管理業務
	水道施設の運転管理業務
保守管理業務	保守管理計画
	小修繕
	消耗品等の調達・管理
料金関係業務	業務遂行の考え方
	住民サービス向上
	漏水事故対応
	料金等収納率向上
その他	地域活性化等

イ 参考見積 総額及び年度ごとの額、業務別内訳（算出根拠）、諸経費、消費税

額（地方消費税を含む）が分かるよう記載すること。（様式任意、押印不要）

(2) 提出書類のまとめ方及び提出部数

- ア 提案書提出書（様式第8号）、技術提案書、参考見積の順にA4タテのフラットファイルに綴じること。
- イ 技術提案書は別表の提案項目ごとにインデックスを付すこと。また、ページ下部にページ番号（全ページの通し番号）を付すこと。
- ウ 提出部数は正本1部、副本12部（コピー可）とする。

(3) 提出期間

令和4年11月10日（木）午後5時必着

※持参の場合、受付は平日の午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出場所及び提出方法

提出場所 プロポーザル事務局

提出方法 持参又は郵送（宅配便含む）

※郵送の場合、応募者の責任において到着確認を行うこと。

(5) 提出書類の取扱

- ア 原則として、提出書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、審査の過程において、明らかな誤り等が発見された場合は、応募者に確認の上、プロポーザル事務局において簡易な修正を行う場合がある。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製（複写）する場合がある。

(6) 著作権

参加者から提出された技術提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町は本委託の範囲内で必要と認める場合には、これらの書類を無償で使用することができる。

## 12 審査の実施等

### (1) 審査の実施

- ア 審査は、高根沢町プロポーザル方式実施要綱の規定に基づき町が設置するプロポーザル審査委員会において決定した審査方法、審査基準等により、プロポーザル審査委員会が実施する。
- イ 審査会及び審査内容に関する書類は非公開とする。

### (2) 審査結果の通知

- ア 審査の結果は、審査後、速やかに参加者あて書面により通知するとともに、受注予定者名および審査結果の概要等を町ホームページで公開する。
- イ 審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

### (3) 受注予定者の技術提案書の取扱

- ア 受注予定者の技術提案書は、高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成10年高根沢町条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる。（個人情報等を除く。）
- イ 受注者の技術提案書（契約に向けた協議の中で変更があった場合は、変更後の内容を含む）は、本委託の業務仕様として取扱うものとする。

ウ 受注予定者に選定された事実をもって、町が当該受注予定者の技術提案内容の全てに同意したとみなすものではない。

### 13 契約に向けた手続等

#### (1) 協議及び契約

受注予定者決定後、町は受注予定者と随意契約に向けた協議を行い、業務仕様を確定するものとする。

協議が調った後、受注予定者は、確定した業務仕様に基づき、高根沢町長あての見積書を提出するものとする。

見積書記載金額が予定価格の範囲内であった場合は、委託契約を締結し、この締結をもって受注予定者を受注者とする。

#### (2) 受注予定者との協議が不調の場合

受注予定者との協議が不調となった場合は、受注予定者の決定を取り消し、プロポーザル審査結果が次点の者を受注予定者として上記(1)の手続を行うものとする。

#### (3) 業務期間開始前の契約解除

町は、受注者が次に掲げる場合に該当するときは、業務期間開始前に委託契約を解除することがある。この場合において、受注者は、契約解除に伴う損害を町に請求することはできない。

なお、契約を解除した場合、上記(2)に準じて契約を行うことができるものとする。

ア 受注者が「6 参加資格」に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 受注者が確定した業務仕様に基づく業務を履行することができないと認められるとき。

### 14 その他の留意事項

#### (1) プロポーザルの中止等

ア 町が必要と認めるときはプロポーザルの中止、延期又は取消しをすることができる。この場合において、プロポーザルとは、公告から受注者の決定までをいう。

イ 高根沢町プロポーザル方式実施要綱第4条第4項の規定により、参加者を募った結果、応募者が1者であった場合は、本プロポーザルを中止するものとする。

#### (2) 費用負担

ア 本プロポーザルのために要した費用は、応募者の負担とし、町に請求することはできない。

イ 業務準備期間中に発生した費用は、受注者の負担とし、町に請求することはできない。

#### (3) 提示書類の取扱

町から提示する資料等について、技術提案書作成にかかる検討以外の目的での使用は禁止する。

#### (4) その他

ア 本プロポーザルの参加を取りやめる場合は、プロポーザル事務局に電話連絡の



- 上、提案書等の提出期限までに辞退届（様式第9号）を提出すること。
- イ プロポーザル及び契約の手續、並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
  - ウ 受注予定者に選定された事実をもって、町が当該受注予定者の技術提案内容の全てに同意したとみなすものではない。
  - エ 提案書の提出をもって、参加者が本要項の記載内容に同意したものとみなす。

#### 15 問い合わせ先

- (1) プロポーザル事務局（担当：プロポーザル及び契約に関する事項）

郵便番号 329-1292

高根沢町大字石末 2053（高根沢町役場）

高根沢町 総務課 契約係

TEL 028-675-8101

- (2) 業務所管課（担当：業務の詳細に関する事項）

郵便番号 329-1231

高根沢町宝石台一丁目7番地1（高根沢町上下水道事務所）

高根沢町 上下水道課

建設整備係：施設の運転管理に関する業務

業務管理係：料金収納等に関する業務

TEL 028-675-2449

電子メール [suidou2@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:suidou2@town.takanezawa.tochigi.jp)